



7医第248号
令和8年1月21日

岡谷市国民健康保険運営協議会
会長 高野 勝寛 殿

岡谷市長 早 出 一 真



令和8年度 岡谷市国民健康保険税の税率等について（諮問）

このことについて、下記の事項について改正したいので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条及び岡谷市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年岡谷市規則第5号）第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

岡谷市国民健康保険税の税率等の改定案
別紙のとおり



岡谷市国民健康保険税の税率等の改定案

1. 令和8年度の課税から適用する。
2. 岡谷市国民健康保険税条例（昭和34年岡谷市条例第19号）の一部を次のとおり改正する。

(税率等)

区分		適用条項	現行 (A)	改定案 (B)	(B) - (A)
基礎 (医療)	所得割 (税率)	第4条	7.26%	7.17%	△0.09%
	均等割	第6条	23,200円	24,000円	800円
	平等割	第6条の2	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外	22,600円	400円
			(2) 特定世帯	11,300円	200円
			(3) 特定継続世帯	16,950円	300円
後期高齢者 支援金等	所得割 (税率)	第6条の3	2.89%	2.86%	△0.03%
	均等割	第6条の5	10,200円	10,800円	600円
	平等割	第6条の6	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外	8,200円	400円
			(2) 特定世帯	4,100円	200円
			(3) 特定継続世帯	6,150円	300円
介護納付金	所得割 (税率)	第7条	2.38%	2.33%	△0.05%
	均等割	第8条の2	10,000円	9,800円	△200円
	平等割	第8条の3	8,000円	8,000円	0円
子ども・子育て 支援納付金	所得割 (税率)	第8条の4		0.26%	0.26%
	均等割	第8条の5		900円	900円
	18歳以上均等割	第8条の6		100円	100円
	平等割	第8条の7	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外	900円	900円
			(2) 特定世帯	450円	450円
			(3) 特定継続世帯	675円	675円

(低所得者に対する軽減額)

区分		適用条項 (改正後)	現行 (A)	改定案 (B)	(B) - (A)
基礎 (医療)	7割 軽減額	均等割	ア	16,240円	560円
		平等割	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外	15,820円	280円
			(イ) 特定世帯	7,910円	140円
			(ウ) 特定継続世帯	11,865円	210円
	5割 軽減額	均等割	ア	11,600円	400円
		平等割	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外	11,300円	200円
			(イ) 特定世帯	5,650円	100円
			(ウ) 特定継続世帯	8,475円	150円
	2割 軽減額	均等割	ア	4,640円	160円
		平等割	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外	4,520円	80円
			(イ) 特定世帯	2,260円	40円
			(ウ) 特定継続世帯	3,390円	60円
後期高齢者 支援金等	7割 軽減額	第22条 第1項 (1)	イ	7,140円	420円
			(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外	5,740円	280円
			(イ) 特定世帯	2,870円	140円
			(ウ) 特定継続世帯	4,305円	210円
	5割 軽減額	第22条 第1項 (2)	イ	5,100円	300円
			(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外	4,100円	200円
			(イ) 特定世帯	2,050円	100円
			(ウ) 特定継続世帯	3,075円	150円
	2割 軽減額	第22条 第1項 (3)	イ	2,040円	120円
			(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外	1,640円	80円
			(イ) 特定世帯	820円	40円
			(ウ) 特定継続世帯	1,230円	60円
介護納付金	7割 軽減額	均等割	オ	7,000円	△140円
		平等割	カ	5,600円	0円
	5割 軽減額	均等割	オ	5,000円	△100円
		平等割	カ	4,000円	0円
	2割 軽減額	均等割	オ	2,000円	△40円
		平等割	カ	1,600円	0円
子ども・子育て 支援納付金	7割 軽減額	均等割	キ		630円
		18歳以上均等割	ク		70円
		平等割	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外	630円	630円
			(イ) 特定世帯	315円	315円
			(ウ) 特定継続世帯	473円	473円
	5割 軽減額	均等割	キ		450円
		18歳以上均等割	ク		50円
		平等割	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外	450円	450円
			(イ) 特定世帯	225円	225円
			(ウ) 特定継続世帯	338円	338円
	2割 軽減額	均等割	キ		180円
		18歳以上均等割	ク		20円
		平等割	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外	180円	180円
			(イ) 特定世帯	90円	90円
			(ウ) 特定継続世帯	135円	135円

(未就学児1人あたりの均等割軽減額)

区分			適用条項 (改正後)		現行 (A)	改定案 (B)	(B) - (A)
基 礎 (医 療)	均等割	7割軽減世帯	第22条 第2項(1)	ア	3,480円	3,600円	120円
		5割軽減世帯		イ	5,800円	6,000円	200円
		2割軽減世帯		ウ	9,280円	9,600円	320円
		上記以外		エ	11,600円	12,000円	400円
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	均等割	7割軽減世帯	第22条 第2項(2)	ア	1,530円	1,620円	90円
		5割軽減世帯		イ	2,550円	2,700円	150円
		2割軽減世帯		ウ	4,080円	4,320円	240円
		上記以外		エ	5,100円	5,400円	300円
子ども・子育て 支援納付金	均等割	7割軽減世帯	第22条 第2項(3)	ア		135円	135円
		5割軽減世帯		イ		225円	225円
		2割軽減世帯		ウ		360円	360円
		上記以外		エ		450円	450円

- 令和8年度岡谷市国民健康保険事業特別会計の当初予算案は、長野県から示された確定係数による算定結果に基づき、税率等の改定を行うものとして予算編成を行う。
- 「長野県国民健康保険運営方針」に沿って、保険料水準の平準化に向けて改定していくこととし、これに伴う影響については、被保険者の負担軽減を図るものとして、岡谷市国民健康保険事業基金から、令和8年度においても9百万円を繰り入れ、これが不足する際は、繰越金により対応するものとする。